

令和8年度 市民税・都民税申告の手引き

令和8年度の申告書を提出していただく時期になりました。本紙を参考に申告書を記載のうえ、提出をお願いします。

申告書の提出期限は3月16日（月）です

※郵送で提出してください。

郵送先 〒184-8504 小金井市役所市民部市民税課市民税係 宛

《申告に必要なもの》

- ①申告書
 - ②マイナンバー（個人番号）及び本人確認ができるもの（次のア、イのいずれか）
 - ア、マイナンバー（個人番号）カード イ、本人確認のできるもの（※1）と通知カード（※2）

※1 本人確認のできるものは、公的機関の発行した顔写真付きのもの（運転免許証等）であれば1点、顔写真がついていないもの（健康保険の資格確認書、介護保険証、年金手帳等）であれば2点必要です。なお、郵送の際に健康保険の資格確認書の写しを添付する場合は、被保険者等記号・番号をマスクシグしてご提出ください。

※2 通知カードは、記載事項（住所、氏名、生年月日、性別、個人番号）が住民票の記載事項と一致している場合に限り、マイナンバーを確認する書類として使用できます。
 - ③令和7年中の所得（収入）・所得控除に関する書類
 - ④その他控除の対象となる関係書類（障害者手帳・障害者控除対象者認定書等。郵送でお手続きされる場合は写しを同封してください。）
- ※添付書類は申告書に貼らずに提出又は同封してください。
※郵送によりお手続きをされる方で申告受付書が必要な場合は、切手を貼った返信用封筒（住所・氏名を明記したもの）を同封してください。

■申告が必要となる方

- ①令和8年1月1日現在、小金井市に居住している方（所得の有無は問いません。）
※令和7年中に所得がなかった方も申告してください（非課税証明書、国民健康保険税などの資料として必要です。）。

- ②令和8年1月1日現在、小金井市内に居住していない方で、市内に家屋敷又は事務所・事業所を持っている方
※単身赴任等の事情により他自治体や国外に居住する方の家族が小金井市内に居住している場合、均等割（家屋敷）課税の対象となります。

■次に該当する方は、申告の必要はありません。

- ①令和7年分所得税確定申告書を税務署に提出される（した）方
- ②令和7年中の収入が給与のみで、勤務先から小金井市に給与支払報告書の提出があり、控除等の追加がない方（原則、勤務先に給与支払報告書の提出義務があります。）
- ③令和7年中の収入が公的年金等（遺族年金・障害年金等非課税の年金を除く。）のみで、控除等の追加がない方
- ④小金井市内の親族に扶養されている方で、合計所得が45万円以下の方（合計所得1,000万円超の配偶者に扶養されている方を除く。）
※小金井市外の親族に扶養されている方は申告が必要です。
※所得額が記載される証明の発行を希望される場合、申告が必要となります。

税務署に確定申告が必要な方

- 所得税を納める必要のある方や、源泉徴収された所得税の還付を受けられる方は、確定申告をしてください。
- ・給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - ・給与を1か所から受けている、各種の所得額（給与所得・退職所得を除く。）の合計額が20万円を超える方
 - ・給与を2か所以上から受けている、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得額（給与所得・退職所得を除く。）との合計額が20万円を超える方
 - ・医療費控除などにより所得税の還付を受けようとする方 など

年金所得者に係る確定申告不要制度について
公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る所得以外の所得額が20万円以下である場合には、所得税の確定申告をする必要はありません。なお、源泉徴収の対象とならない公的年金等（外国で支払われる年金）については、この制度の対象外となりますので、ご注意ください。
※この場合であっても、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することができます。確定申告について詳しくは税務署にお問い合わせください。

武蔵野税務署 0422-53-1311（代表）

申告書の書き方

表面

1 申告者等に関する事項

- 現住所、1月1日現在の住所、氏名、カナ名、個人番号（マイナンバー）、生年月日、電話番号を①に記入してください。
- 代理人の方が申告する場合は代理人の住所・氏名と申告者との関係、電話番号を②に記入してください。

3 収入・所得に関する事項

- 令和7年1月1日から12月31日までの収入を③に種類別に記入してください。

4 所得控除に関する事項

- 令和7年1月1日から12月31日までに支払った保険料等の支払金額・種類を④の該当する項目に記入してください。

5 人的控除に関する事項

- 扶養親族や同一生計配偶者がいる場合は、⑤に氏名等を記入してください。配偶者・扶養親族のうち、別居している方がいる場合は、申告書裏面⑤にその方の氏名、住所を記入してください。
- 配偶者と死別・離婚した方や未婚で子を扶養している方、学生や障害者の方は所得控除の対象となる可能性があります。⑤の該当する項目に記入してください。

6 徴収方法の選択

- 給与・公的年金等に係る所得以外の所得に係る住民税の徴収方法について希望がある場合は、⑥の該当するものに□を付けてください。
希望がない場合は、原則、特別徴収となりますので、ご注意ください。

裏面

A 給与所得の内訳（源泉徴収票がない場合）

- 会社の倒産等、事情により源泉徴収票が手に入らない場合のみ、Aに内訳を記入してください。

B 事業収入（営業等・不動産）があった方

- 営業等・不動産に該当する所得等があった場合は、Bに記入してください。

C 所得の内訳（公的年金等以外の雑所得・譲渡所得・一時所得・分離課税等）

- 土地・建物、株式等の譲渡、上場株式等の配当等や先物取引による所得など、分離課税に係る所得金額などはCに記入してください。

D 専業事業者に関する事項

- 事業専従者の氏名、給与などを記入してください。

E 別居の扶養親族等に関する事項

- 別居している方の氏名、住所をEに記入してください。
- 国外居住親族で扶養控除の適用を受ける場合は、親族関係書類（次の①、②のいずれか）、送金関係書類（国外送金依頼書の控え等）及びその翻訳文が必要があります。

- ①戸籍の附記の写し等と国外居住親族の旅券（パスポート）の写し
- ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類（国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は住所の記載があるもの）との翻訳文

ただし、30歳以上70歳未満の国外居住親族の場合は、上記のほかに特定の要件を証する書類が必要となります。（留学の事実がわかる書類や38万円以上の送金をした事実がわかる書類など）

F 寄付金に関する事項

- 寄付金税額控除の適用を受ける場合は金額などを記入してください。

G 家屋敷課税・事業所課税に関する事項

- 令和8年1月1日現在、市内に居住していない方で、市内に事務所・事業所等がある場合はGの1、家屋敷がある場合は2に○を付けてください。

H 所得金額調整控除に関する事項

- 所得金額調整控除の対象者で、以下のいずれかに該当する場合はHに同一生計配偶者又は扶養親族の氏名等を記入してください。

- ①同一生計配偶者が他の納税義務者の扶養親族とされており、特別障害者
- ②扶養親族が他の納税義務者の扶養親族又は同一生計配偶者とされており、特別障害者又は23歳未満

◎市民税・都民税の計算のしかた

総	営業等所得	所	社会規命震地障害	保険掛保険料金料	税	課税	税率	算出所得割額	調整控除額	税額控除額	所得割額	均等割額	森	年
農業所得		得	不動産所得	利子所得	所得	所得	6%	×	→	→	→	+	林	税
不動産所得	所得	所得	利子所得	所得	所得	所得	4%	×	→	→	→	+	環境	税
利子所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得							税	税
配当所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得								税
給与所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得								税
雄 所 得	所得	所得	所得	所得	所得	所得								税
総合課税の譲渡所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得								税
一時所得	所得	所得	所得	所得	所得	所得								税

※配当額又は株式等譲渡所得額の申告がある場合は、所得割額から控除し、控除できなかった額があるときは、均等割額へ充当又は還付します。

①所得金額

○所得の種類

事業	販売業、製造業、不動産業、サービス業など、いわゆる営業から生じる所得のほか、医師、作家、外交員などの自由職業や漁業などの事業から生じる所得
農業	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育その他これに類する生産などの事業から生じる所得
不動産	不動産等の賃付けによる所得
利子	預貯金・公社債の利子ならびに貸付信託や公社債投資信託の収益の分配による所得
配当	株式・出資の配当などによる所得
給与	給料、賃金、賞与などの所得（源泉徴収票が収入金額を証明できる書類が必要です。）
	※特定支出控除についてはお問い合わせください。

○給与所得金額の求め方

令和7年の給与収入金額の合計額（A）	給与所得金額
650,999円以下	0円
651,000円～1,900,000円	A-650,000円
※ 1,900,001円～3,599,999円	A×70%～80,000円
※ 3,600,000円～6,599,999円	A×80%～440,000円
6,600,000円～8,499,999円	A×90%～1,100,000円
8,500,000円以上	A-1,950,000円
※ 1,900,001円～6,599,999円までの収入について は、〔収入金額÷4,000円〕（小数点以下切り捨てる） ×4,000円の端数処理後を収入金額として計算する。 ※給与収入金額が850万円を超える下記のアからウの いずれかに該当する場合、給与所得から下記の式で 計算した額を控除する。 ア 本人が特別障害者 イ 23歳未満の扶養親族を有する者 ウ 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶 養親族を有する者 (☆)所得額調整控除額 = (A（上限1,000円）- 850万円) × 10% 適用を受ける場合は、申告書裏面「■所得額調整 控除にに関する事項」必要事項を記入してください。	

○非課税基準

A. 均等割・所得割及び森林環境税が非課税になる方

1. 生活保護法の規定による生活扶助を受けている方
2. 障害者・未成年者・ひとり親または寡婦で前年の合計所得金額が135万円以下の方
3. 前年の合計所得金額が、次の①又は②の方（右表の見表をご参照ください。）

B. A以外の方で所得割が非課税になる方

1. 前年の合計所得金額等の合計が、次の①又は②の方
①本人のみ・45万円以下
②扶養親族がいる場合…〔35万円×（本人+扶養人数）+10万円+21万円〕以下

合計所得金額等の合計が、次の①又は②の方

- ①本人のみ・45万円以下
②扶養親族がいる場合…〔35万円×（本人+扶養人数）+10万円+32万円〕以下

合計所得金額等の合計が、次の①又は②の方

- ①本人のみ・45万円以下
②扶養親族がいる場合…〔35万円×（本人+扶養人数）+10万円+32万円〕以下